

三重県員弁郡における大安寺墾田について

田 中 欣 治

三重県北部における条里制実施以後の土地の占有と開発を示す資料のひとつに大和国大安寺の伽藍縁起流記資財帳(天平十九年)の記事がある。ここには二十八箇所、二、〇四二町歩余に達する大安寺の水田及び墾田予定地等が記載されている。

とりわけ、伊勢国は全体の六三%に達する千三百六町歩を占めている。その内別は、天平五年(七三三)に権利を得た員弁郡宿野原・三重郡宮原・奄芸郡城上原・飯野郡中村野など併せて六六二町歩がある。更に天平十六年(七四四)には新たな墾田用地を申請して、員弁郡志理斯野・阿刀野・三重郡赤松原・河内原・妥女郷・日野・鈴鹿郡大野・河曲郡牛屋窪・奄芸郡長浜など六四四町の認可を得ている。

これらの墾田の現在地は、明治三十三年(一九〇〇)に吉田東伍博士が大日本地名辞書<sup>(1)</sup>の中でおおむね比定されているが、阿刀野・大野などについては不詳と述べられている。筆者はこのうち、員弁郡に属する三つの墾田用地について、その四至を確かめたいと考える。

一、伊勢国員弁郡阿刀野の所在

吉田博士が不詳とされた阿刀野は、資財帳には次のごとく記され

ている。

「合今請墾田地玖佰玖拾肆町。伊勢国六百四十四町。一中略一同郡阿刀野百町。四至。東百姓墾田御井。南武賀河。西高山。北阿胡登山道。一中略一右依前律師道慈法師。寺主僧教義等敬白。平城宮御今天皇天平十六年歳次甲申納賜者。一後略一」<sup>(2)</sup>

この野に相当する地域には「中大野<sup>なかおの</sup>」とか「小原<sup>おはら</sup>」と呼ぶ地名が残っているが、「阿刀野」または、これに類する発音の地名はまったく存在しない。強いて言えば「麻生田野<sup>あうだの</sup>」が幾分近い言葉のひびきをもつが、員弁川の左岸にあって距離的にも、四至に示された地形とも合致することがなく、別の地名とみなされる。

地形的には、員弁川右岸の支流である宇賀川(後述武賀川)と源太川(後述坂河)に狭まれる地域(図1参照)で二万五千分の一土地条件図(桑名図幅)および調査報告書<sup>(3)</sup>によれば上位段丘(小島面)となるが、一部は下位段丘(梅戸面)・低位段丘(高柳面)に及んでいたとも考えられる。

四至に示されたこの野の東端の「御井」は旧三里村(現大安町)



図. 員弁川右岸の概念図

の大字三井の集落を指している。この集落は高柳面に立地するが、微地形としては三段の河成段丘があり、いずれの段丘崖が野の末端に相当するが定かでない。一番低い段丘面は標高五十米前後で、員弁川の沖積面から二・三米の比高を有するにすぎない。ここに三井の集落があるほか、その南端に小さな谷をへだてて下松崎遺跡<sup>④</sup>が立地する。第二段丘面は、三岐鉄道の通過する標高六十米前後の高柳面で、第一段丘との比高差は数米である。現在は市街地化が進みつつあるが、かつては水田率の比較的高い地域で、ここが百姓墾田と記された部分であろうか。もっとも高い段丘は大安中学の敷地を東端とする標高八十米前後の上位段丘面である。第二段丘との比高差は二十米前後に達し、第二次大戦前は大部分が赤松林または雑木林であった。戦後この地域の開拓が進んだ結果、段丘上の到るところに縄文遺跡や古墳群等が発見された地域である。

南の境界は「武賀河」と記されているが、現在の宇賀川であることは想像に難くない。ただし、大安中学の立地する台地段丘の南側つまり小原部落とその耕地が広がる標高六十五〜七十米の小さな段丘のみを「阿刀野」と名付けたのではないかと疑念が残る。

西の境界は「高山」と記されていて、鈴鹿連峰の竜ヶ岳（標高一〇九六・六メートル）を指すと思われる。その山麓線まで東西の距離は約五料あるのは、縄延びを意味するのであろうか。

北の境界の「阿胡登山道」は、「阿胡」の登山道であるか、「阿胡登」の山道であるか定め難い。同資財帳には、他に三重郡赤松原の項に「甲杜山道」、「同郡河内原の項に「鎌山登道」の用例がある。おそらく「阿胡登」もしくは「阿胡登山」であろうが、現在の地名

にはこれに類するものがない。この道が地形図中にみられる両ヶ池の谷を通っているか、源太川の谷を通っているか、あるいはそのいずれでもない他の場所を通っているかによって、この墾田の位置と実面積はかなり変化する。したがって次の宿野原・志理斯野と併せて検討することにしよう。

## 二、伊勢国員弁郡宿野原の所在

吉田博士が「比野は五百町と称すれば、広大想うべし。石樽の山野まで籠絡したるならん」<sup>①</sup>と記された宿野原は資財帳には次の如く記されている。

「合墾田地玖佰参拾貳町 中略 伊勢国陸拾貳町。員弁郡宿野原伍百町。開田卅町。未開田代四百七十町。四至。東鴨社。南坂河。西山。北丹生川。 中略 右飛鳥浄御原宮御宇天皇。歳次癸酉（天平五年）納賜者 後略 一」

「宿野」の文字または「シユクノ」・「スクノ」の音をもつ地名は員弁郡内には存在しない。南方約十料（近鉄湯之山線孤野駅の東方）の三重郡孤野町地内は宿野<sup>①</sup>の集落が所在するが、四至の記述から言えば員弁郡内にあつたとみるべきであろう。

この野の東端を鴨社とした場合、現在の鴨神社の位置は国道三百六号線の西側にあつて、中段段丘面のほとんど西の端に近い。これより西に五百町歩の墾田予定地を考える場合には、鈴鹿山脈の山腹斜面をも包含したものと解しなければならぬ。あるいは鴨社の位置を現在地よりかなり東方（例えば片樋の大神社附近）に求めることが必要であろう。

南境の坂河も現在その名をとどめていない。これを員弁川の支流源太川の上流部であると考えた場合、鴨社の位置と考えあわせて、この野の面積はいちじるしく狭くなる。西端の山は鈴鹿山脈の竜ヶ岳を意味するか、丹生川上部落の西にそびえる正法寺山（標高一六七・九メートル）を指すかは詳らかでない。前者の場合、同資財帳の阿刀野の頃に「西高山」と記されていることから、千メートル以上の山地とそうでない場合との間に用例の差があると考えてよい。したがって、宿野原の西端は正法寺山と考えた方がよいかもしれない。なお、後述する志理斯野の項に「東山」とか「西岡本」の用例があり、山と岡との使いわけにも意を留めたい。いずれにせよ、未開田代四百七十町歩のかなりな部分が鈴鹿山脈にかかっているとは首肯しがたいので、この面からも四至に若干の疑義が生じる。

北端は丹生川と記されているが、これも河川名か集落名（あるいは地名）か意見の分れるところである。河川名か固有名詞で書かれているのは、宿野原の坂河・阿刀野の武賀川・宮原の峰河・姪女郷の三重河・大野の石間河の五例があり、いずれも河の字が用いられている。他に四至に河川の記事があるのは十一例みられるが、用字は一定してない。一応河川と考えた場合、同一河川名は員弁郡・三重郡共に存在せず、員弁川の支流「青川」を指すと思われるが、名称・意味共にかなり異っている。もし、集落名であるとするれば、この野の所在は旧丹生川村よりは、その南にある旧石樽村と考えなくてはならないし、それにもなって「坂河」の位置も源太川でなく、他の流路をこれに比定しなければならぬであろう。この場合、宿野原が先に権利を認められているので問題ないが、前出の阿刀野

は宿野河の南側にくるものとすれば、境界がかなり接近することになる。

### 三、伊勢国員弁郡志理斯野の所在

吉田博士が旧白瀬村（現在藤原町）に擬せられたこの墾田は、天平十六年の阿刀野の項と共に次の如く記されている。

「一 前略 一 員弁郡志理斯野百町。四至。東山并河。南百姓宅。西岡本。北川并山。」

現在もこの地に白瀬野の地名があり、東西三百間、南北百五十間、面積十五町歩に過ぎないが、往時は更に広域を指したものと思われる。志礼石厨とか志礼石郷などの字が古くから使われているのでこの地であろうことは間違いなく、その境域のみが問題となる。

志理斯野の四至には固有名詞の全くない点が他の二箇所の墾田の場合と異っている。したがって地理的に開発可能性の有無が重要な意味をもってくる。殊に、大字山口の集落から藤原中学に至る上位段丘面（標高一六〇〜二二〇米）か、大字本郷から志礼石新田に至る下位段丘面（標高一一〇〜一四〇米）のいずれがこの墾田予定地となったか、あるいは両面にわたるのであろうか。

東の境界は河と記されていて、員弁川本流をさすと思われるが、山がその部分を指すか明らかでない。南の百姓宅は公田の北辺にあった集落と考えられる。員弁川北部の条里型地割の復元研究は未だ充分でないが、倉田康夫氏の研究によれば、<sup>④</sup>北勢町治田までしか確認されていない。下野尻の集落あたりかと考えることも想像の域に止まるもので、したがって南の境界も求め難い。

西の岡本は鈴鹿山脈の山麓線とみるか、上位段丘の傾斜変換線とみるか意見が分れよう。宿野原を正法寺山までと理解した例にならば、後者となる。この場合、山と岡本との使いわけは、志理斯野の場合、上位段丘が下位段丘からみれば岡と区別できる景観を有していることからなすけよう。

北の境界の川は、員弁川本流を指すと思われるが、山がいつこを指すか不明である点も東境と同様である。ただ、西境で岡本を丘陵の傾斜変換線と理解したことから、山とは独立峯——小さい閉曲線を持つ地形——と考えればよいのかも知れない。それにしても、具体的な地点を指摘するのは今後の課題である。

#### 四、考 察

前述の各章では大安寺伽藍縁起并流記資財帳の記述とは順序を変えて、員弁川の下流部から上流部へと各壘田地の所在を主に地名と地形の面から推論してみたが、結論の部分を後章にゆだねてきた。ここで改めて、各壘田地の位置を復元すると共に、員弁郡におけるこの時代の土地の占有と開発がどのような性格の場所になされたかを考察してみようと考えている。

縄文時代、員弁川流域の占居と土地開発は、現在人口稠密である桑名市や桑名郡など下流部よりも、中流部右岸の員弁郡大安町と北勢町旧治田村地区を中心にかなりな集落が展開していた。弥生時代に入ると下流部にもいくつかの大集落が形成された他、員弁郡内でも左岸に集落の進出をみるようになり、古墳時代に移行して行く。員弁川流域の古墳分布は、縄文遺跡の分布と対照的で大規模墳・群

集墳ともに左岸に集中し、右岸には小規模なものばかりである。古墳の絶対数も旧桑名郡（桑名市を含む）全体で一桁前後という僅かさに対し、員弁郡は全体で四百余基に達する。それにも拘わらず現在の藤原町全域と旧七和村（現桑名市）・旧十社村（現北勢町）・旧丹生川村（現大安町）さらに象徴的なのは、条里型地割の遺存する旧治田村と旧久米村（現桑名市）には古墳らしきものがほとんど見当たらないことである。

大化改新後、公地公民制を推進した中央政府は六七五年と七〇六年の二度にわたって、王臣や貴族・豪族の山野独占を禁止したにも拘らず、七二二年（養老六年）には壘田百万町歩の開墾を企てるに至ってこの方針を放棄せざるを得なかった。

かくして、大安寺は耕地化可能山野の先占取得が可能になり、員弁郡内だけでも三箇所七百町歩の壘田地を占有するのに成功した。その場所はいずれも員弁川の右岸にあって、宿野原・志理斯野の二箇所はいずれも古墳の全くない地域にあったと思われる。このことから残る阿刀野の位置を類推すれば、員弁川右岸では珍らしく古墳の集中する宇賀川左岸の傾斜変換線近くにこの壘田地を求めるよりは、大安町役場から石樽下にかけての地域——源太川の右岸——と考えることもできよう。

阿刀野が宇賀川左岸であるか源太川右岸であるか、いずれにせよ土地条件図を見れば一目瞭然と乏水性の上位段丘面であり、当時の技術では水田化は困難であろうと思われる地域である。ここで考えられるのは、中央政府の壘田拡大計画と同年に諸国にそば・麦の栽培を奨励した事実である。従来の水田化政策一本槍では目標規模の

百万町歩達成はおぼつかなく、畑作農業の展開によってそれを補うとしたとも理解されよう。阿刀野・志理斯野については開田率は不明であるが宿野原の場合は五百町歩中僅か三十町歩しか開田されていないことは、水田化が困難な地域を意味しているものと思われる。なお、開拓の困難な土の堅い土壌の地域が墾田地となるには、古墳時代を経て金属製農具の普及が進んだ結果とも考えられよう。

このように畑地開発をも含めて墾田地の設定が行われたとすれば、前代までの未利用地・空闲地を選んで阿刀野・志理斯野の二つの墾田地の位置は、四至の記載に整合性さえあればいずれの場所であってもよい程度の広さである。前二者に比べて、宿野原の場合は総面積五百町歩とかなり大規模である。すでに開田された三十町歩には少くとも三百人の農民家族が居住する集落があったはずで、かりに単数であるとすれば当時としては相当な大集落がこの墾田地の内外のいずれかに立地していたはずである。丹生川を河川名か集落名のいずれと考える場合でも、現在の鴨神社を東境とするには余りにも偏在していることから、旧社地の推定にまたねばなるまい。

#### 注

- ① 吉田東伍『大日本地名辞書』富山房 一九〇〇、七八六―七八七頁
- ② 故小川重太郎氏は、ここが旧三里村から旧石樽村へいずれも現在大安町であることを強く主張され、昭和三一、三四年の町村合併時にこの由緒をもって新町名とすることを推進された。
- ③ 建設省国土地理院『土地条件調査報告書伊勢湾西部地域』建設省、一九六九、二〇頁。
- ④ 倉田康夫『土に生きる古代の農民』評論社 一九七三。

#### 「歴史地理学会会報投稿規定」

- 一、投稿者は本学会会員を原則とし、本学会事務局（奥付参照）会報編集委員会宛送付のこと。
- 二、原稿は論説、研究ノート・短報、書評、資料解説、文献紹介、会務報告などとし、当分の間は論説、研究ノート・短報及び書評、文献紹介に限る。
- 三、原稿枚数は会報専用原稿用紙で、論説が二〇枚以内、研究ノート・短報、書評は一〇枚以内（何れも図表・写真・欧文要旨を含む）、文献紹介は二枚以内とするが、特別の場合は事前に会報編集委員会に連絡のこと。

四、会報専用原稿用紙は学会事務局に必要枚数の実費（当分の間一枚につき四円）と送料（一四〇円）を添えて請求のこと。

五、原稿書式は別に定める「会報執筆要領」による。

六、論説には欧文要旨を付すものとする。

七、図版は版下としてそのまま使えるものとする。

八、投稿された原稿の採択及び校正は会報編集委員会に一任のこと。

九、抜刷（論説に限る）を希望する方は原稿用紙にその旨を朱記すること。当分の間五〇部を単位とし、費用（刷上り一頁四〇〇円程度）は執筆者負担とする。

#### 第八七号 正誤

誤

正

表紙目次〔書評〕 山村順治 山村順次